

花フェスタ記念公園「平成30年度春のバラまつり」広報委託業務 仕 様 書

1 事業目的

岐阜県可児市の花フェスタ記念公園で開催される「春のバラまつり」（開催期間：5月12日(土)～6月17日(日))を契機として広域的な観光振興を図るため、指定管理者である「花フェスタ記念公園運営管理グループ」が実施する広報に加えた広報PRを実施し、期間中全体の来園者数を底上げし、特に、愛知・岐阜・三重の東海3県からの誘客を促進することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から平成30年6月29日（金）

3 業務内容

(1) テレビ、AMラジオによる広報

主要なターゲット層（愛知、岐阜、三重の東海3県の40代以上女性）への訴求力を意識し、各局にて誘客促進に繋がるスポットCM、番組提供、または番組タイアップを放映、放送すること。

① テレビ放映

- ・愛知、岐阜、三重の東海3県からの誘客を促進するため、テレビ視聴率が高く、東海3県で視聴可能なテレビ局3局（指定管理者の広報計画と重複するため東海テレビ放送(株)を除く）を選定のうえ使用し、各局への配分額については、概ね均等にすること。
- ・テレビ視聴率については、例えば、春のバラ祭りが開催される5～6月あたりの(株)ビデオリサーチの世帯視聴率（名古屋地区、全日帯）など客観的なデータを参考にする。
- ・テレビ用スポットCMを採用する場合、15秒CM素材は提供するが、送稿テープ及びプリント費は受注者にて負担すること。

② AMラジオ放送

- ・愛知、岐阜、三重の東海3県からの誘客を促進するため、ラジオ聴取率が高く、東海3県で聴取可能な放送局1局（指定管理者の広報計画と重複するため東海ラジオ放送(株)を除く）を選定のうえ使用し、ラジオ放送への配分額は、概ね490千円（税抜）とすること。
- ・ラジオ聴取率については、例えば、5～6月の(株)ビデオリサーチの聴取率（東海地区、全日帯）など客観的なデータを参考にする。
- ・ラジオ用スポットCM素材は受注者側の負担にて制作すること。

③ 留意点

- ・本業務は、花フェスタ記念公園の指定管理者が実施する春のバラまつりの広報に付加、補完するものであるから、重複が無いよう実施すること。（別紙 指定管理

者「春のバラまつり広報計画」参照)

(2) 独自提案による広報

その他、新たな来園者ターゲット増につながる広報、テレビ・ラジオ以外の媒体を使用した誘客促進につながる広報を実施すること。

(3) 実施期間

平成30年5月～6月上旬

4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 積算内訳書の提出

受託者は、本仕様書に基づいて積算内訳書を作成し、県に提出すること。

(2) 業務内容の変更

契約金額の変更については、実施条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合または内訳書によることが不適當な場合で特別な理由がない時は、変更時の価格を基礎として県と受託者が協議して定め、その他の場合にあつては、内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、受託者に通知する。

(3) 業務完了後の提出書類

受託者は、委託業務終了後、以下の内容を記載した実施報告書を添えて、速やかに委託業務完了届を提出する。

- ①業務の実施期間及び内容
- ②その他、業務の実施状況
- ③メディア掲載の実績

(4) 関係書類の整備・保存

委託業務の実施にあつては、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、委託業務終了後5年間は保存すること。

(5) 著作権

別記「権利関係特記事項」によること。

(6) その他

- ①本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- ②本業務の実施にあつては、県と十分に協議した上で行うこと。

別紙

指定管理者「春のバラまつり広報計画」

媒体	項目	内容	実施時期	数量	単位
新聞紙面	中日新聞	未定	5月	未定	回
テレビ	東海テレビ	CM	5月下旬を予定	未定	式
ラジオ	東海ラジオ	CM	5月下旬を予定	未定	式
印刷物	チラシ①	A4 両面	2月下旬完成	50,000	枚
	ポスター	B2	2月下旬完成	700	枚
	チラシ② 来園者配布用	未定	4月末完成予定	50,000	枚
	名鉄主要駅掲示用ポスター	B1	3月末完成予定	150	枚
その他	新聞折込	中日新聞朝刊 可児市・可児郡	5月初旬	30,000	枚

別記

権利関係特記事項

(権利の帰属)

第1 テレビ映像またはラジオ音声の著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者が管理する。

(権利処理)

第2 受託者は、番組の放送に支障が生じないよう次の各号に掲げる権利等について、受託者自らの責任と負担において必要な措置を講ずる。

- (1) 番組に使用する文芸作品、音楽作品及び美術作品に係るすべての著作権。
- (2) 番組制作者及び番組制作業務に関与するすべての者の権利。
- (3) 番組制作に伴い関係する第三者の意匠権、商標権、所有権等。

2 前項の受託者の約諾事項について、前項に規定する関係者または第三者から異議もしくは紛争が生じた場合は、乙の責任と負担によりこれを処理し、解決しなければならない。

(利用の許諾)

第3 受託者は、県並びに県が管理する施設が次の各号に掲げる方法で、映像を無償で利用することを許諾する。

- (1) 県並びに県が管理する施設の関係者が番組映像を試視聴に利用する場合。
- (2) 県並びに県の管理する施設の活動において、番組映像を利用する場合。

2 県が前項各号に掲げる場合以外で番組映像の利用を希望するときは、県と受託者協議のうえ利用条件を定めるものとする。

(著作者人格権)

第4 受託者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 県は、映像の本質的な部分を損なう改変をすることはできない

(保証)

第5 受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三社の権利を侵害しないものであることを保証する。

(対価)

第6 本著作物の作成の対価、本著作物の利用許諾の対価は契約金額に含まれるものとする。